

報道関係者 各位

令和4年1月21日
【照会先】
年金局年金課
課長 補佐 伊藤 憲昭
主 査 山村 祐介
(代表電話) 03(5253)1111
(内 線) 3336, 3337

令和4年度の年金額改定についてお知らせします
～年金額は昨年度から0.4%の引き下げです～

総務省から、本日（1月21日）、「令和3年平均の全国消費者物価指数」（生鮮食品を含む総合指数）が公表されました。

これを踏まえ、令和4年度の年金額は、法律の規定に基づき、令和3年度から0.4%の引き下げとなります。

令和4年度の新規裁定者（67歳以下の方）の年金額の例

	令和3年度 (月額)	令和4年度 (月額)
国民年金 (老齢基礎年金(満額): 1人分)	65,075 円	64,816 円 (▲259 円)
厚生年金※ (夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額)	220,496 円	219,593 円 (▲903 円)

※ 平均的な収入（平均標準報酬（賞与含む月額換算）43.9万円）で40年間就業した場合に受け取り始める年金（老齢厚生年金と2人分の老齢基礎年金（満額））の給付水準です。

【年金額の改定ルール】

年金額の改定は、名目手取り賃金変動率がマイナスで、名目手取り賃金変動率が物価変動率を下回る場合、年金を受給し始める際の年金額（新規裁定年金）、受給中の年金額（既裁定年金）ともに名目手取り賃金変動率を用いることが法律で定められています。（参考3参照）

このため、令和4年度年金額は、新規裁定年金・既裁定年金ともに、名目手取り賃金変動率（▲0.4%）に従い改定されます。

また、賃金や物価による改定率がマイナスの場合には、マクロ経済スライドによる調整は行わないことになっているため、令和4年度の年金額改定では、マクロ経済スライドによる調整は行われません。

なお、マクロ経済スライドの未調整分（▲0.3%）は翌年度以降に繰り越されます。

■ 参考1：令和4年度の参考指標

- ・ 物価変動率 : ▲0.2%
- ・ 名目手取り賃金変動率 ※¹ : ▲0.4%
- ・ マクロ経済スライドによるスライド調整率 ※² : ▲0.3%

※1 「名目手取り賃金変動率」とは、2年度前から4年度前までの3年度平均の実質賃金変動率に前年の物価変動率と可処分所得割合変化率（0.0%）を乗じたものです。

◆名目手取り賃金変動率（▲0.4%）

$$= \text{実質賃金変動率}(\text{▲0.2\%}) + \text{物価変動率}(\text{▲0.2\%}) + \text{可処分所得割合変化率}(0.0\%)$$

(平成30～令和2年度の平均) (令和3年の値) (令和元年度の値)

※2 「マクロ経済スライド」とは、公的年金被保険者の変動と平均余命の伸びに基づいて、スライド調整率を設定し、その分を賃金と物価の変動がプラスとなる場合に改定率から控除するもので、この仕組みは、平成16年の年金制度改正で導入されました。
マクロ経済スライドによる調整を計画的に実施することは、将来世代の年金の給付水準を確保することにつながります。

◆マクロ経済スライドによるスライド調整率（▲0.3%）

$$= \text{▲0.1\%} \quad (\text{令和3年度のマクロ経済スライドによるスライド調整率の繰り越し分})$$

+

$$\text{▲0.2\%}^* \quad (\text{令和4年度のマクロ経済スライドによるスライド調整率})$$

$$* \text{公的年金被保険者数の変動率}(0.1\%) + \text{平均余命の伸び率}(\text{▲0.3\%}) = \text{▲0.2\%}$$

(平成30～令和2年度の平均) (定率)

■ 参考 2：マクロ経済スライドの未調整分について

「マクロ経済スライドの未調整分」とは、マクロ経済スライドによって前年度よりも年金の名目額を下げないという措置は維持した上で、調整しきれずに翌年度以降に繰り越された未調整分を指します。未調整分を翌年度以降に繰り越して調整する仕組みは、平成28年の年金制度改正において導入されたもので、現在の高齢世代に配慮しつつ、マクロ経済スライドによる調整を将来世代に先送りせず、できる限り早期に調整することで、将来世代の給付水準を確保することにつながります。

◆ 令和5年度以降に繰り越されるマクロ経済スライドの未調整分（▲0.3%）

■ 参考 3：賃金の低下に合わせた年金額改定ルールの見直しについて

平成16年の年金制度改正では、賃金が物価ほどに上昇しない場合には、物価変動ではなく賃金変動に合わせて年金額を改定するルールが導入されていましたが、例外的な取り扱いとして、賃金と物価がともにマイナスで賃金が物価を下回る場合には、物価に合わせて年金額を改定し、また、賃金のみマイナスの場合には、年金額を据え置くこととしていました。

将来世代の給付水準を確保するため、平成28年の年金制度改正で、この例外を改め、支え手である現役世代の負担能力に応じた給付とする観点から、賃金が物価を下回る場合には、賃金に合わせて年金額を改定するようルールが見直され、令和3年4月に施行されました。

【国民年金保険料について】

国民年金の保険料は、平成16年の制度改正により、毎年段階的に引き上げられてきましたが、平成29年度に上限（平成16年度水準で16,900円）に達し、引き上げが完了しました。その上で、平成31年4月から、次世代育成支援のため、国民年金第1号被保険者（自営業の方など）に対して、産前産後期間の保険料免除制度が施行されたことに伴い、令和元年度分より、平成16年度水準で、保険料が月額100円引き上がり17,000円となりました。

実際の保険料額は、平成16年度水準を維持するため、国民年金法第87条第3項の規定により、名目賃金の変動に応じて毎年度改定され、以下の通りとなります。

	令和4年度	令和5年度
法律に規定された保険料額 (平成16年度水準)	17,000 円	17,000 円
実際の保険料額 (前年度の保険料額との比較)	16,590 円 (▲20 円) ※令和3年度は 16,610 円	16,520 円 (▲70 円)

【在職老齢年金について】

令和4年度の在職老齢年金の支給停止調整額は、以下の通りとなります。

	令和3年度	令和4年度
60歳台前半（60歳～64歳）の 支給停止調整（開始）額	28万円	47万円※ ¹
60歳台前半（60歳～64歳）の 支給停止調整変更額	47万円	廃止※ ²
60歳台後半（65歳～69歳）と 70歳以降の支給停止調整額	47万円	47万円

■参考：在職老齢年金の仕組みと制度の見直しについて

60歳台前半の在職老齢年金は、厚生年金保険法附則第11条に規定されており、賃金（賞与込み月収。以下同じ）と年金の合計額が、支給停止調整開始額（28万円）を上回る場合には、賃金の増加2に対し年金額を1支給停止し、賃金が支給停止調整変更額（47万円）を上回る場合には、増加した分だけ年金を支給停止することとしていました。

また、60歳台後半と70歳以降の在職老齢年金については、厚生年金保険法第46条に規定されており、賃金と年金の合計額が、支給停止調整額（47万円）を上回る場合には、賃金の増加2に対し年金額を1支給停止としています。

- ※1 令和2年の年金制度改正で、60歳台前半の在職老齢年金が見直され、支給停止の基準額（28万円）が、60歳台後半と同じ額（47万円）に引き上げられました。
- ※2 賃金が支給停止調整変更額（47万円）を上回る場合に、増加した分だけ年金を支給停止するという仕組みは廃止されました。
これらの見直しは、令和4年4月から施行されます。

なお、支給停止調整額（47万円）は、名目賃金の変動に応じて改定することが法律に規定されています。

(参考)

物価変動に応じた改定ルールが法律に規定されている次の手当などは、令和3年の物価変動率（▲0.2%）に基づき、0.2%の引き下げとなります。

			令和3年度 (月額)	令和4年度 (月額)
①	母子家庭・父子家庭 などに対する給付	児童扶養手当 (いずれも全部支給の場合)	(第1子) 43,160 円 (第2子) 10,190 円 (第3子以降) 6,110 円	(第1子) 43,070 円 (▲90 円) (第2子) 10,170 円 (▲20 円) (第3子以降) 6,100 円 (▲10 円)
②	障害者などに対する給付 ※ ¹	特別障害給付金	(1 級) 52,450 円 (2 級) 41,960 円	(1 級) 52,300 円 (▲150 円) (2 級) 41,840 円 (▲120 円)
		特別児童扶養手当	(1 級) 52,500 円 (2 級) 34,970 円	(1 級) 52,400 円 (▲100 円) (2 級) 34,900 円 (▲70 円)
		特別障害者手当	27,350 円	27,300 円 (▲50 円)
		障害児福祉手当	14,880 円	14,850 円 (▲30 円)
③	原子爆弾被爆者に対する給付 ※ ²	健康管理手当	34,970 円	34,900 円 (▲70 円)
④	年金生活者支援給付金法に基づく給付	老齢年金生活者支援給付金	5,030 円※ ³	5,020 円※ ³ (▲10 円)
		障害年金生活者支援給付金	(1 級) 6,288 円 (2 級) 5,030 円	(1 級) 6,275 円 (▲13 円) (2 級) 5,020 円 (▲10 円)
		遺族年金生活者支援給付金	5,030 円	5,020 円 (▲10 円)

※1 この他、経過的福祉手当がある。

※2 この他、医療特別手当、保健手当などがある。

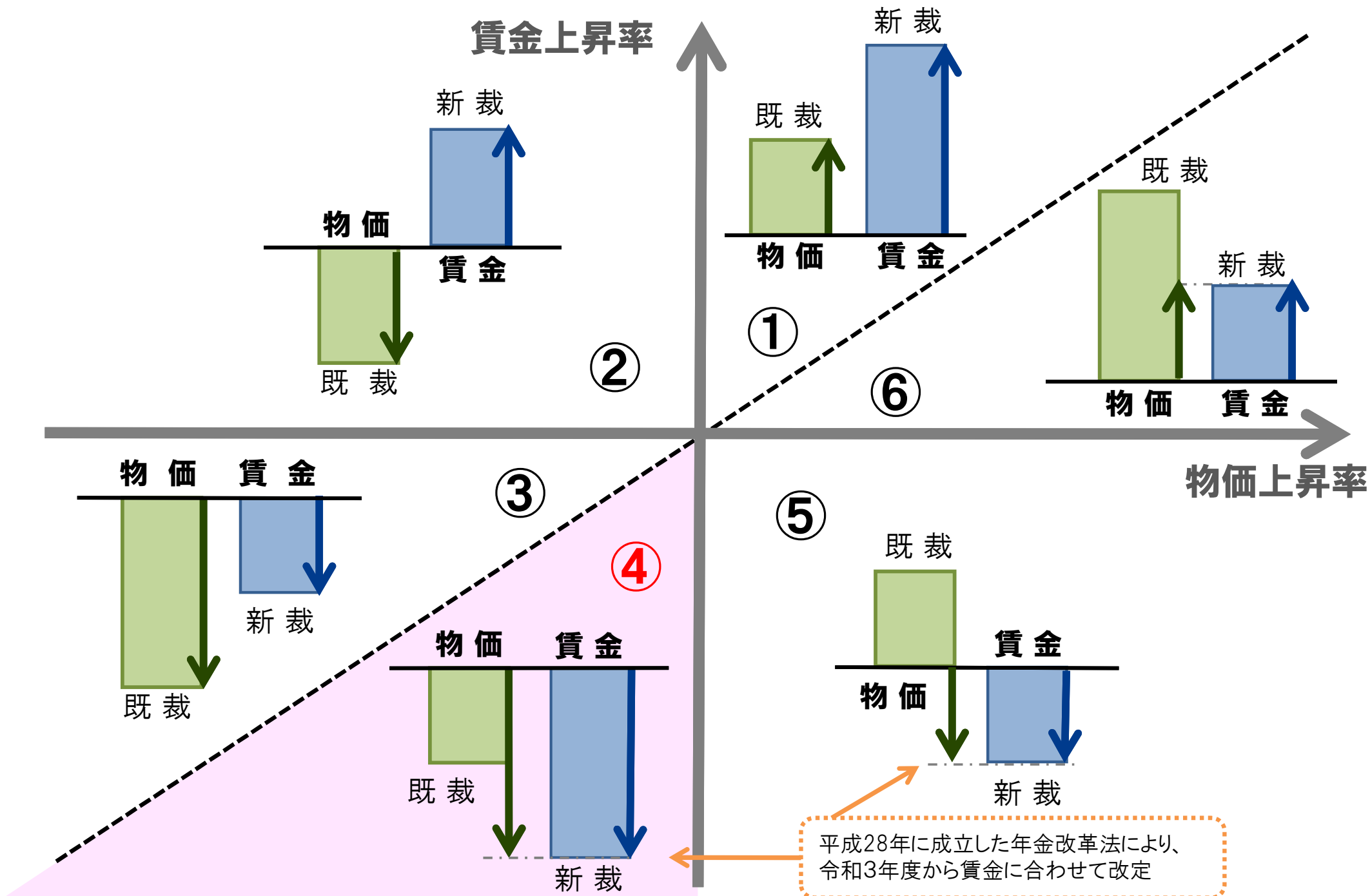
※3 これは基準額であり、実際の金額は保険料納付済期間などに応じて算出される。

【照会先】

厚生労働省 代表電話 03(5253)1111

内容		担当（内線）・直通電話
①母子家庭・父子家庭などに対する給付		子ども家庭局 家庭福祉課 笹田（4883）村野（4889） 03(3595)3112
②障害者などに対する給付	特別障害給付金	年金局 年金課 渡辺、川合（3337） 03(3595)2864
	特別障害給付金を除く	社会・援護局 障害保健福祉部企画課 片寄（3025）押尾（3020） 03(3595)2389
③原子爆弾被爆者に対する給付		健康局 総務課原子爆弾被爆者援護対策室 香川（2315）三國（2955） 03(3595)2242
④年金生活者支援給付金法に基づく給付		年金局 年金課 渡辺、川合（3337） 03(3595)2864

年金額の改定(スライド)のルール



年金額の改定ルールの見直し（平成28年改正法）

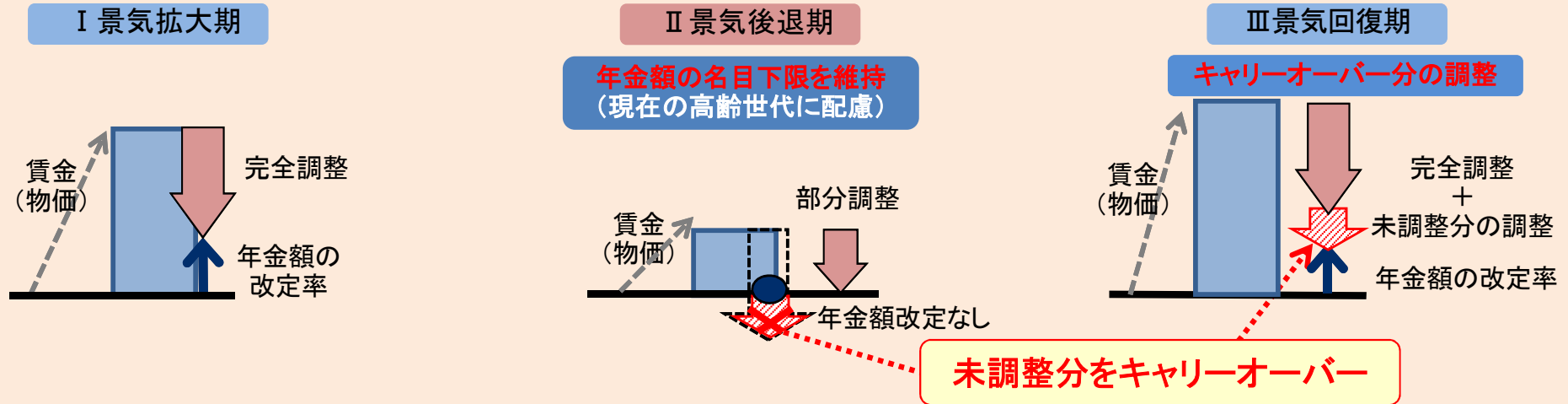
参考資料

○ 制度の持続可能性を高め、将来世代の給付水準を確保するため、年金額改定に際し以下の措置を講じる。

- ① マクロ経済スライドについて、現在の高齢世代に配慮しつつ、できる限り早期に調整する観点から、名目下限措置を維持し、賃金・物価上昇の範囲内で前年度までの未調整分を調整。【平成30年4月施行】
- ② 賃金・物価スライドについて、支え手である現役世代の負担能力に応じた給付とする観点から、賃金変動が物価変動を下回る場合には賃金変動に合わせて改定する考え方を徹底。【令和3年4月施行】

① マクロ経済スライドによる調整のルールの見直し（少子化、平均寿命の伸びなど長期的な構造変化に対応）

景気回復局面においてキャリーオーバー分を早期に調整（高齢者の年金の名目下限は維持）



② 賃金・物価スライドの見直し（賃金・物価動向など短期的な経済動向の変化に対応）

年金は世代間の仕送りであることから、現役世代の負担能力が低下しているときは、賃金変動に合わせて改定

